

○佐世保市立学校給食検討委員会条例

平成19年7月12日

条例第25号

(設置)

第1条 市立学校における給食のあり方を検討するため、佐世保市立学校給食検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立学校における給食のあり方その他必要と認められる事項について調査審議する。

(委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

佐世保市立学校給食検討委員会開催状況

* 諮問項目 佐世保市における中学校給食の実現

開催日	内容
第1回検討委員会 平成19年 8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ■委嘱状交付、正副会長選出 ■学習会 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯 ・学校給食の現状と課題 ・完全学校給食のメリット、デメリット
第2回検討委員会 平成19年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・食育 ・食にかかる学校と家庭の役割 ・学校給食の有効性
第3回検討委員会 平成19年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・運営上の諸問題 給食実施方式、学校の教育課程、給食費未納問題、コスト
第4回検討委員会 平成19年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・運営上の諸問題 給食実施方式、学校の教育課程、給食費未納問題、コスト
第5回検討委員会 平成19年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・運営上の諸問題 選択制、運営方式、給食献立、アレルギー
第6回検討委員会 平成20年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・運営上の諸問題 給食献立、アレルギー、地産地消、残さ
第7回検討委員会 平成20年 4月10日	<ul style="list-style-type: none"> ■合意事項確認・まとめ
第8回検討委員会 平成20年 5月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ■まとめ
視察 平成19年10月12日 平成19年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> □学校給食施設見学・給食試食 世知原学校給食センター、吉井北小学校給食室
視察 平成19年11月 6日	<ul style="list-style-type: none"> □学校給食施設見学・給食試食 諫早市西部学校給食センター

佐世保市立学校給食検討委員会開催状況

* 諮問項目 佐世保市における学校給食のあり方

開 催 日	内 容
第9回検討委員会 平成20年 6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ■学習会 <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市の学校給食実施の現状と課題 ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の充実と継続可能な給食運営 実施方式
第10回検討委員会 平成20年 7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の充実と継続可能な給食運営 実施方式 コスト
第11回検討委員会 平成20年 8月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の充実と継続可能な給食運営 運営方式 食物アレルギー 残さ 給食費未納問題 学校給食の選択性
第12回検討委員会 平成20年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の充実と継続可能な給食運営 学校給食の選択制 ■まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・答申について
第13回検討委員会 平成20年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ■まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・答申について

佐世保市立学校給食検討委員会答申の概要(H20.5)

～「佐世保市における中学校給食の実現について」～

子どもをとりまく食環境の変化

- 生活習慣の乱れ、朝食欠食、孤食
- 偏った栄養バランス
- 肥満傾向、運動能力の落ち込み

中学校給食実施に関する市民のニーズ

- H17.12 陳情、H18.12 請願議会採択（中学校給食を実現する会）
- H19. 4 市長マニフェスト
- アンケート結果（H19.7市教委実施）
完全給食の実施が望ましいと答えた割合
（給食と弁当の選択制が望ましいを含む）

小5 56%、中2 57.9%
小5・中2保護者 87.2%

H17.7 食育基本法
H18.12 佐世保市
食育推進計画

実施の必要性

- 食育への取組 将来にわたる望ましい食習慣の確立
学校教育の一環としての中学校給食

佐世保市立中学校における 完全学校給食の実現

- 調理場の形態は、長期的にはセンター方式、当面は親子方式など多様な方式
- 調理、配送は民間委託
- 学校、家庭、地域での食育推進、実施における課題への積極的な取組

実施における諸課題と対応

実施手法	諸課題への対応
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施方式(調理施設の形態) 集約された形での給食センターが適当 衛生管理の徹底や人件費の削減が可能 施設設備の効率的導入で献立の多様化が可能 食物アレルギーへの対応が取りやすい 当面多様な方式の実施については、できるだけ初期コストがかからない形で実施 ◆ 運営方式 調理・配送部門は民間委託⇒厳正な委託基準作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭における食育の推進 家庭⇒食の基本は家庭にあることの再認識が必要 学校⇒学校給食を通じた情報の発信を行う ◆ 日課 給食時間の確保⇒始業時間の繰り上げ ◆ 食に関する指導の充実 学級活動はもとより、各教科で給食を生きた教材として活用 ◆ 学校給食費未納 未納の家庭の子どもに食べさせないことはできない 学校を含め行政としての具体的な対策を講じる ◆ 食物アレルギー対策 家庭、学校、医師が連携した対応のシステムづくり 個別調理が可能な施設設備の整備 ◆ 家庭弁当との選択制 ⇒相対する意見があるため、継続協議する ◆ 中学校給食を実施するにあたっては、小学校給食を含めた佐世保市における学校給食のあり方について考える必要がある。
<p>諸課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 給食献立 食に関する経験と正しい知識の習得のため、多様な献立の提供⇒対応できる施設設備整備 ◆ 残さ(食べ残し) 学校と家庭で、食べ残さないための指導の充実 リサイクルへの取組を検討する⇒他部局との連携 ◆ 地産地消 行政が関与しながら、生産、流通、調達、調理、保護者などの関係者で話し合い、積極的な推進を図る⇒他部局との連携 	

佐世保市立学校給食検討委員会答申の概要(H20.11)

～「佐世保市における学校給食のあり方」～

検討の必要性

子どもたちを取り巻く食環境の変化

- 生活習慣の乱れ、朝食欠食、孤食
- 偏った栄養バランス
- 肥満傾向、運動能力の落ち込み

中学校給食の実現

- H20.5 答申「中学生の食に関する指導の充実のために早期実現が必要
- H20.9 市内3中学校で親子方式により開始

H17.7 食育基本法
H18.12 佐世保市食育推進計画

H21.6 学校給食法改正

小・中学校をとおして…

将来にわたる望ましい食習慣の確立
学校教育の一環としての学校給食
学校給食を活用した食育の取組
学校給食施設の衛生管理の徹底 **が必要**

現状と課題

調理施設

- 老朽化(建替時期の到来)
- 設備の不足(焼く・蒸すができない)
- 衛生管理の徹底(ウェットシステムのドライシステム化)

運営方式

- 効率化(運営コスト縮減)

諸課題

- 献立の充実
- 食べ残しへの対応
- 地産地消の推進
- 食物アレルギーへの対応
- 給食費未納への対応 等

結論

- 調理場は、給食センター方式へ集約
- 調理、配送は民間委託
- 諸課題への積極的な取り組み

食育実践のための学校給食の充実と継続可能な給食運営

実施における諸課題と対応

実施手法	諸課題への対応
<p>◆ 調理施設 集約された形での給食センターが適当 衛生管理の徹底やコスト面の節減が可能 献立の多様化が可能 食物アレルギーへの対応が可能 離島、半島などの地理的要件を考慮する必要あり 作る人とのふれあいや食育の面で、自校方式のよさを取り入れる工夫が必要</p> <p>◆ 運営方式 調理・配送部門は子どもたちの安全を最優先しながら、民間委託⇒きちんとした委託基準作成 献立作成、食材調達、衛生管理は市が行う</p>	<p>◆ 学校給食費未納への対応 未納の家庭の子どもに食べさせないことはできない 学校を含め行政としての具体的な対策を講じる</p> <p>◆ 給食献立の充実 食に関する経験と正しい知識の習得のため、多様な献立の提供⇒対応できる施設設備整備</p> <p>◆ 地産地消の推進 行政が関与しながら、生産、流通、調達、調理、保護者などの関係者で話し合い、積極的な推進を図る⇒他部局との連携</p> <p>◆ 家庭弁当との選択制 食育としての学校給食の意義から全員給食が必要 「弁当の日」の取組などで家庭弁当の持つ意義や教育的効果を取り入れる</p> <p>◆ 食育の充実 家庭、学校、地域社会など子どもたちを取り巻く環境のすべてで佐世保市食育推進計画に掲げる取組を実践する必要がある</p> <p>◆ 栄養教諭の活用</p>
<p>◆ 残さ(食べ残し)への対応 学校と家庭で、食べ残さないための指導の充実 リサイクルへの取組を検討する⇒他部局との連携</p> <p>◆ 食物アレルギーへの対応 家庭、学校、医師が連携した対応のシステムづくり 個別調理が可能な施設設備の整備</p>	

佐世保市立学校給食実施方針（概要）

佐世保市立小・中学校給食の充実のため、給食を実施する上での諸課題について今後の対応を図るための方針を取りまとめました。（平成21年6月策定）

策定の背景、目的

- 子どもの食生活の乱れ ⇨ 食育の重要性 ⇨ 食育推進の有効な手段としての学校給食の充実
- すべての市立中学校で完全給食を実施 ⇨ ハード、ソフトの両面からの整備、財源確保
- 学校給食の円滑な運営 ⇨ 調理施設の衛生管理徹底、継続可能な運営コストの確保、食物アレルギー等への対応

学校給食基本方針と基本計画

1 佐世保市立小中学校において学校給食を食育の生きた教材として活用します。

佐世保市立のすべての小・中学校で完全給食を実施します。
学校給食を活用した食育指導の充実を図ります。

2 安全・安心で、食育の実践ができる給食調理施設の整備を進めます。

中学校給食完全実施のため、学校給食センター整備します。また、既存の調理施設については、老朽化等への対応のため施設整備の検討を行います。

食育の実践ができる学校給食センターの機能

適温での給食、衛生管理の徹底、多様な献立の調理、食物アレルギー代替食調理、地産産業の活用（三川内焼強化磁器食器の使用）、食育実践の拠点、環境への配慮

3 学校給食を継続して実施していくために、運営の効率化に努めます。

学校給食の実施者である佐世保市の責任のもと、中学校給食完全実施に向けて整備する学校給食センターにおいては、安全を最優先しながら、調理・配送業務について民間委託も視野に入れ、諸課題の検証を進めます。また、既存調理施設の調理業務についても、給食センターへの集約化等も含め、更なる効率化を図るための研究・検討を行います。

4 学校給食の充実と諸課題への対応を図ります。

給食献立の充実	多様な献立作りの推進、学校給食センター整備において多様な献立に対応できる調理設備の導入
食物アレルギーへの対応	医師を含めた関係者が連携した食物アレルギー対応策の構築、学校給食センター整備において代替食の調理可能な施設の導入
食べ残し等への対応	食べ残しがでにくい献立の工夫、学校と家庭が連携した指導、食べ残しの資源化への取組
地産地消の推進	学校、生産者、保護者等関係機関での情報交換や話し合いによる地産地消の推進体制づくり、生産者等への支援検討
学校給食費未納への対応	学校と教育委員会が連携した学校給食費未納対策の実施、学校給食の意義の周知と学校給食費納入同意書の提出、徴収員による徴収、法的措置の実施
学校給食選択制	学校教育の一環として、全員給食を実施、家庭弁当の良さを取り入れるため「弁当の日」への取組実践
家庭との連携	家庭や地域への食育情報発信、学校給食センター整備において研修室等を設置